

「強い経済」を実現する総合経済対策にかかる 「一般ガス小売供給約款」における値引きについて

[令和8年1月1日から実施]

2.3. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2 (2) のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})^{\text{*注1}} - 18.0\text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})^{\text{*注1}} - 18.0\text{円}$$

(備考)

上記イ、ロの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

*注1：令和7年1月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月の冬期の電気・ガス代を支援する旨が盛り込まれました。

2026年1月の検針日から2026年3月の検針日までにおいては、年間契約量が1000万立方メートル未満のお客さまのこの「一般ガス小売供給約款」に定める調整単位料金(1立方メートル当たり)は、単位料金の調整によって算定される調整単位料金(1立方メートル当たり)から18.0円(1立方メートル当たり)を引き下げたものとします。

なお、2026年4月検針分において算定される調整単位料金(1立方メートル当たり)は、6.0円(1立方メートル当たり)を引き下げたものとします。

